

令和6年度環境配慮契約法基本方針検討会（第2回）議事録

出席委員：梅田委員（座長）、勢一委員、原委員、藤井委員、藤野委員、松村委員、
野城委員（五十音順）

欠席委員：赤司委員、大聖委員

1. 日 時 令和6年10月31日（木）15:00～17:00

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日は、お忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、これより令和6年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の検討会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議でのご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の福井よりご挨拶申し上げます。

福井補佐： ただいまご紹介いただきました、環境省環境経済課の福井と申します。本日、大変お忙しい中、委員のみなさまにおかれましては、対面あるいはオンラインでご参集賜りまして誠にありがとうございます。手短にご挨拶させていただければと思いますけれども、本日環境配慮契約法第2回目の検討会ということでございます。製品、サービスの調達をする際に、契約の方法をできるだけ環境負荷を下げたいと、そのための契約を工夫するというのが環境配慮契約法ということでございますけれども、2050年ネットゼロを目指していく中で、この契約法を初めとしまして、国の取組の率先投入の重要性が非常に高まっているという状況かと承知しております。8月に第1回の検討会を開催させていただきまして、その後、電力の専門委員会ということで、合計2回、8月、9月に開催をさせていただきました。そこにおいて電力調達の環境配慮契約としての課題、あるいはあり方を委員のみなさま方にご議論をいただいたという状況でございます。本日の検討会では、そうした電力専門委員会での検討結果のご報告をさせていただきまして、今後の電力の供給に係る契約の見直しの方向性などについてご議論をさせていただければと思います。これに加えて今の足元の状況がどうなっているのかということで、令和5年度の環境配慮契約の締結実績の取りまとめの方もご報告をさせていただければと思います。また自動車の購入あるいはその賃貸借に係る契約の見直し、それと建築物の懇談会というのも今後開催して参りたいと思いますので、その検討の方向性についてもご報告をさせていただきたいと思っております。今日も含めまして、今年度合計3回、今日ともう1回、検討会として予定をしておりますけれども、委員のみなさま方の

ご議論を踏まえまして、環境配慮契約法の運用などについて定める解説資料についても見直しを進めていきたいというふうに考えております。委員のみなさまにおかれましては、忌憚のないご意見を賜ればと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(Web 会議システムについて説明：省略)

事務局： 以降の議事進行は梅田座長にお願いいたします。

梅田座長： みなさん、こんにちは。それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いしたいと思います。その前に、座長にも関わらず現地参加せずにオンラインで参加して、誠に申し訳ありません。それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、17:00 までの 2 時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 配布資料は昨日送付をさせていただいております。議事次第に本日の配布資料一覧を記載してございます。

配 布 資 料

- 資料 1 令和 6 年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料 2 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について (案)
－電力専門委員会とりまとめ－
- 資料 3 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料 (案)
- 資料 4 自動車の購入及び賃貸借に係る契約について (案)
- 資料 5 令和 5 年度の国及び独立行政法人等における環境配慮契約の
締結実績について【暫定版】
- 資料 6 建築物懇談会における検討事項等について (案)
- 資料 7 令和 6 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール (案)

3. 議 事

梅田座長： ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は、

ここに記載されておりますように、「(1) 電気の供給を受ける契約の検討事項等について」、「(2) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について」、「(3) その他の環境配慮契約の検討事項等について」、「(4) 検討スケジュールについて」、「(5) その他」となっています。先ほど福井補佐の方から、ご挨拶の中でご紹介がありましたが、(1) は電力専門委員会からのご報告、(2) は令和 5 年度の環境配慮契約の締結実績について、(3) はその他の環境配慮契約の検討事項として自動車と建築物の契約について、の 3 つが中心となります。それでは順番に議題を進めたいと思います。

(1) 電気の供給を受ける契約の検討事項等について

梅田座長： まず電力専門委員会からのご報告と、ご報告を受けた基本方針解説資料の改定について議論を行うこととします。では、最初に、資料 2 の電力専門委員会の取りまとめと、資料 3 の解説資料改定案について、事務局よりご説明いただき、その後、電力専門委員会の松村座長、藤野委員からご意見等をいただくこととします。では事務局よろしくお願ひします。

環境省：(資料 2、資料 3 説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。それでは、補足説明等を電力専門委員会の 2 名の委員の方にお願ひしたいと思います。最初に、電力専門委員会座長の松村委員、いかがでしょうか。

松村委員： 過不足なく適切に説明していただいたので、特に付け加えることはありません。総合評価落札方式については、第 3 回を含めて、今後きちんと議論していきます。その折に、総合評価落札方式を入れることが目的ではなく、これで着実にこの問題を改善していく、前進していくことが重要なのだと。だから、ある意味で志の低い総合評価落札方式ならいらない、ということだと思います。もちろんそのようなものを入れるつもりは初めからないので、今よりもさらに合理的で、より強力で、この環境目標が達成できる総合評価落札方式を、今後きちんと議論していくつもりでおります。以上です。

梅田座長： 松村委員、適切な補足をありがとうございます。それでは続いて、藤野委員、いかがでしょうか。

藤野委員： ご説明ありがとうございます。松村座長のご発言とほぼ同じではあるのです

けれども、やはり議論をすると、特に電力の供給側からは、本当にこのまま直線的に下げていけるのかというようなご指摘もありまして、それは現場のご苦労があるのだろうなと思いつつも、やはりこれは政府が率先してやらない限り、民間が自主的にやってくれるのだろうかととなると、非常に難しい話ではないかと個人的には思っていますから、やはりそこはできるだけ、簡単に最初に描いた、みんなで合意した道筋を手放さないように、そのためにはやはり再エネがある程度の価格で供給できるような後押しをしっかりとまた別の手立てで、環境省もそうですし、他の省庁にも働きかけてやっていくことというのが非常に重要かと思えますし、よくあるのは、この事業者としか契約できないというようなところに対して、いや他の選択肢もあるのではないかとか、もっとやり方について、こちらの事務局からも提案をする、または他の小売事業者がリーチしやすくするような手助けをしてあげることが必要ではないか。

来年の2月には国連に、次期のNDCを提出するように、COP30に向けて十分に早く出すようにと言われていて、まさに検討されている最中で、世界としては2035年に60%削減という数字が見えている中で、我が国に何%削減をセットするかというところではありますので、この話は2030年にこの数字を達成することも大事ですし、その先もあるわけですから、ここで手綱を緩めてしまうと、2035年とか40年という話は非常に難しくなってしまうので、この環境配慮契約法というところでのアプローチも非常に大事なのですけれども、環境省内も他の施策をやることで、アクセスしやすい再エネを増やしていくということと、あとは他の省庁の人にしっかりと協力してもらおうと。一部の省庁とか非常に達成率が低いところなどは大臣など上の人に伝えて、これでいいのですか、といったこともやらないと、現場レベルでは、難しいと、できない理由を100個挙げることで終わってしまいますので、その辺はぜひご検討いただけたらいいのではないかと思います。ちょっと余計なことも言ったかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

梅田座長： 藤野委員、ありがとうございます。今のご意見に対して、環境省は何かお答えされますか。

環境省： 松村委員、藤野委員、コメントいただきましてありがとうございます。総合評価落札方式につきましては、おっしゃるとおり、入れることだけが目的ではなくて、やはり排出係数を全体的に下げていくことや、再エネをどんどん増やしていくところが、やはり重要だと思っておりますので、それができるような総合評価落札方式の検討を、今後またご相談させていただきながら、検討を進めさせていただければと思っております。

また藤野委員からも、国の率先取組というところも特にお話いただいたと思い

ます。過去に、令和3年の時には、内閣官房と環境省が事務連絡を出して、再エネを30%以上調達するというを国の関係機関に要請したという経緯もあるので、そういう取組も参考にしながら進めるといっても検討したいと思いました。以上でございます。

梅田座長： ありがとうございます。それでは、電力専門委員会の取りまとめ、解説資料の改定案について、他の委員の方々からご意見、ご質問をいただくことにしたいと思います。どなたかご発言いかがでしょうか。勢一委員、お願いします。

勢一委員： ご説明ありがとうございました。まだ十分理解できていないところもあって、説明を聞き逃したところもあると思うのですけれども、2つほどお尋ねします。1点目は、16ページのところで少しご紹介がありました、レピュテーション効果という話のところですか。これは「法第9条に基づく要請も」と書いてありまして、9条を見ますと「特に必要があると認められる措置を取るべきことを要請することができる」とあり、実は何も書いていないのですけれども、これは法としてはどういう措置を想定している規定なのかということと、これまで何らかの措置は取られたことがあるのですか。あるのだとしたら、どういう措置がなされたかということをお教えください。

2点目は、聞き逃しているのだと思うのですけれども、再エネ電力比率の引き上げについて、20ページに目標が出ているのですけれども、2030年60%というのは決まっています、それ以外は何かどこか決まっている、ピン留めされているところはあるのですか。2027年に50%と書いてあり、最終目標はわかるのですけれども、その途中の設定はどうなっているのかということと、23ページの各府省庁の目標と実績をみると、ばらつきがあるのですけれども、ばらつきがある原因として、どういうところに違いが出てきてしまっているのか。単なるやる気の問題なのか、それとも何か構造的な要因があるのかということをお聞きしたいという点と、経済産業省は88%オーバーができていないのに、そうではないところもある、何か要因があるのだろうかという点が知りたいということです。あとこれは環境省だけ100%目標なのですね。なぜ環境省だけ100%目標なのかという根拠をお教えください。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。

環境省： ありがとうございます。1点目のレピュテーションのところ、法の9条が何を想定しているかということになりますけれども、まず後ろのご質問から答えると、法的な要請として実施したことは、環境配慮契約法上はまだありません。具体的な

運用というところでは、まだそこは定められていないというところが実はあって、想定される部分としては、こういった電力の契約を裾切り方式で行っていないところに対して、省庁の取組がよろしくなければ、それをお願いするというところが想定されるのですが、これまでどのレベルでどういうふうにするべきかという議論が、ほとんどなされていなかったようにも思います。そこはしっかりやった方がいいのではないか、という趣旨でのご意見というところも専門委員会です。

勢一委員： そこからのご意見ですね。伝家の宝刀だということがわかりました。

環境省： どういう場合であれば 9 条を発動するかという話などはしっかり検討し、だめなところは底上げできるように要請できるような仕組みを考えていきたいと思っています。

もうひとつ再エネのご質問ですけれども、2030 年 60%より以前のピン留めというところは、数値としては決まりがないということになります。その先はこれから、藤野委員からお話があったような NDC の対応を含めて、政府実行計画、温暖化対策計画などの見直しで、政府の調達する再エネ電力の比率というところも、今 2030 年 60%ですけれども、2040 年何%と出されるかによって、その先のピン留めがこれから出てくるとも思いますけれども、その手前のところという部分では、政府全体でのピン留めされている数値というところはございません。

また各省の取組につきまして、各省の実施計画をそれぞれ定めていただいているというところではあるのですけれども、取組の状況としては、2030 年までにやると考えている省庁もあれば、経済産業省のように、すぐ再エネの調達をしますというふうにやられているというところもありますので、地球環境局とも連携して、数字を引き上げる、全体的に取り組んでもらえるよう、促していくような訴えかけをしていかなければいけないと思っております。想定される部分で申し上げますと、例えば文部科学省など数字が少し低いところは独立行政法人が入っている、そういう意味では省庁ごとに取組のばらつきが出てしまっていて、そこは環境省としては周知、促していかなければいけないということになってくるかと思えます。ひとつひとつの要因というところは状況を細かく把握できていないのですけれども、まず自分が定めた目標に対してアプローチできていないところはフォローを考えていきたいと思えます。

環境省が 100%というところなのですけれども、RE100 という再エネ 100%の調達を環境省が自主的に取り組んでいるところがこれまでであったところでして、それで 100%という目標を掲げさせていただいていると理解しております。今はまだ 58%ですけれども、これに近い数字に押し上げていく、というふうに思っております。

勢一委員： ご説明ありがとうございました。環境省は自発的にということで RE100、他は一応 2030 年というところで 60%を目指すということなのですね。わかりました。一言だけですけれども、実は 1 つ目の質問と 2 つ目の質問はつながっているところがあって、結果として取組が進んでないところに何らかの措置をするためには、それぞれ何が問題で取組が進んでないのかというのがわからないと、どこに働きかけていいかわからないというのがあると思いますし、今 2030 年までの目標しかなければ、その途中段階については何かものを言えるタイミングがないのですよね。今は取組が進んでいないですけれども最後は大丈夫ですから、と言われたらもうそれで終わり、何の担保もないので、そういう意味ではもう少しエビデンスベースで議論できて、それはそれをベースに原因についてもきちんと確認できる、進まない事情を確認できるようなところがないと、ちょっと苦しいのかなと思ったので、お伺いしたというところです。何か工夫していただけるとありがたいなと思います。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局、何か答えられますか。

環境省： 政府実行計画の部門とも連携させていただいて、環境配慮契約のさらなる活用というところも一緒にやっていけるように検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

梅田座長： ありがとうございます。他の委員の方々、いかがでしょうか。藤井委員。お願いします。

藤井委員： 電気は詳しいわけではないので、あまりわかっていないところもあると思うのですが、ひとつには、省庁の建物は大きなところにたくさん人が入っているので、なかなか ZEB とかにはならないと思うのですが、でも、だんだん壁や窓にも貼れるような太陽光パネルが出てきて、そこで自家発電したような電気はこの中でどういう位置づけになるかというのを教えていただきたいのと、それから、再エネの導入割合を増やしていく上で、前回も少し議論になったと思うのですが、供給側だけにお任せするのではなくて、使う側がなるべく、例えば太陽光発電が発電している時間帯に使っていくといったことも大事で、それは大きな蓄電池を置くだけならどちらでも同じなのだと思うのですが、電気自動車に充放電するとか、あるいは電気を熱に変えて貯めておくというのは、使う側でしかできない工夫もあるので、そういったことがどう契約に反映されるかというのは難しいところもあるのですが、そういう努力が反映されるような仕組みにだんだん変えていく必要はある。今すぐ、

今回の契約の話にどうこうというわけではないのですが、やはりそういった検討を今後していく必要があるのではないかという気がしました。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

環境省： まず自家発電力についての扱いですけれども、環境配慮契約自体では契約で調達する電力のものになりますので、そこには自家発電力自体は総量としては入らない、という扱いなのですけれども、23 ページで書かれているような実施計画、政府実行計画における実施計画の中には自家発電力も入ってきますので、我々の契約の取組プラスそれぞれ施設、設備によって調達された再生可能エネルギーというところもこの内訳に入ってきているところでございます。

まさに使用者側、需要側の対策というところの取組もしっかりやっけていかないといけないというふうには思っております。環境配慮契約でできるところも、部分的には限られるところもあるのだと思うのですけれども、そこは契約相手方の取組を高く評価するとか、一方でグリーン購入法という別の施策としても我々対応しているところもあって、蓄電池など新しい調達の品目の検討というところも併せて、たぶんセットで考えないといけないところだと思っております。そういったものを、諸々検討させていただいて、今後対応して参りたいと思います。

藤井委員： お願いします。

梅田座長： ありがとうございます。他はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、電力専門委員会からのご報告のとおり、排出係数のしきい値を $0.600\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ から $0.520\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ に引き下げること、調達電力に占める再エネ電力比率を 35% から 40% に引き上げること、沖縄電力供給区域における再エネ電力の最大限導入に向けた取組を先行して実施するということ、3 つのご提案についてご了承いただけますでしょうか。ありがとうございます。了承されたとして進めさせていただきますしたいと思います。

では、次の議題に移りたいと思います。資料 4 の自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、事務局より説明をお願いいたします。

環境省：(資料 4 説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。資料 4 の自動車の購入及び賃貸借に係る契約の見直しについての説明をいただきました。今の件について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。どなたかいかがでしょうか。グリーン購入

法に足並みをそろえて変えましょうという話なので、特段ないかもしれないですね。よろしいでしょうか。

(2) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について

梅田座長： それでは、次の議題に移りたいと思います。資料5の令和5年度の国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について、事務局より説明をお願いします。

環境省：(資料5説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。資料5の令和5年度の環境配慮契約の締結実績について、ご説明いただきました。ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願います。いかかでしょうか。大量の紙幅なので、なかなか厳しいかもしれませんが、けれども。

勢一委員： ご説明ありがとうございました。分量も多いし、なかなか私もまだ勉強を始めて日が浅いのでわからないところがあって、いくつか教えてください。先ほどの自動車の話ともつながっているところがあるのですが、グリーン購入法と環境配慮契約法との自動車に関するすみ分けというか、リンクというのか、これはどういう関係になっているのかというところは、私がまだ十分理解できていないので、少し教えていただけたらありがたいなと思いました。こちらの資料では30ページが購入で、31ページが賃貸借で、どこでどういう自動車が必要かによって使い分けなのだと思うのですが、おそらく社会全体のトレンドとしては、購入して使うよりも使用の方にシフトしていている印象があるのですが、そうした変化というのもあるのでしょうかというところも教えてください。それが1つ目です。

16ページの再エネ比率の仕様書等への記載の有無というのは、これはそもそも仕様書に書いていないと、その再エネ比率一定以上のものは選べないというか、そういうところが応募してこないということなのかなと思っていて、そもそもその取組ができていないというところが課題だというご指摘だと思うのですが、20ページのところで省庁別の記載状況を見ると、先ほどの経済産業省はどちらも100%でしっかりやっている、環境省が58.6%しかないというのは、これはなぜかというところを教えてください。

全体の中で、やらなければいけないことができてない理由のひとつとして、応札が見込めない、応札可能業者が少ないということが、かなり頻繁に出てくるのです

けれども、これは多分自治体の調達などでもそうなのですから、結局そういう仕様で受けてくれるような業者が事実上1社しか地域になければ、成り立たないですよ。そういう意味では最低限の市場環境が整わないと、できないままなのではないかという懸念があるのですけれども、市場の底上げみたいなどころについては、国全体として何か取組とか対策をやっておられるのでしょうかというところを教えてください。よろしくお願いします。

梅田座長： では事務局お願いします。

環境省： ありがとうございます。まず、自動車の契約のグリーン購入法とのすみ分けのところでございます。グリーン購入法の判断の基準としては、電動車等であればすべからく適合することになります。乗用車につきましては、電動車等のうち、ハイブリッド自動車については要件として燃費基準値を定めているところもあるので、ハイブリッド自動車の購入をする際に、グリーン購入法ではなく、環境配慮契約法の総合評価による調達をしていただく流れになります。電動車であればすべからく仕様で満たすものとして買えばいいということになるのですけれども、ハイブリッド自動車である場合は、環境配慮契約の方で燃費と価格の総合評価をやった上で、購入または賃貸借の方で発注者がどちらでやるかとなるのですけれども、それで調達の仕様を指定していただくということになります。

勢一委員： そうすると電動車は価格関係なく買っていいと。

環境省： 仕様に定めればということになります。

勢一委員： 電動車もかなり価格の幅が大きい気がするのですけれども。

事務局： ハイブリッドの場合のみ、燃費が良ければより総合評価の加算点が大きくなりますので、少々価格が高くても落札可能になるということになります。燃費の良い車が優遇されるような仕組みが今の総合評価となっております。おっしゃったように、電気自動車や燃料電池自動車などの電動車は、発注側がそれがほしいということで発注されるので、それはすべからくOKということになります。

原委員： OKではなくて、その場合には価格でやるのではないですか。発注で一番安い価格を提示したところを買う。

事務局： すみません。原委員のご指摘のとおりです。

原委員： ハイブリッド自動車の場合には、価格以外に燃費なども考慮して決めると。だから、ちょっと高いところでも燃費の良いものを決めるということだと。

環境省： おっしゃるとおりで、電動車であれば、電動車の中で安いものになります。

勢一委員： どんな仕様のものがほしいかという中で、相対的に価格がということですね。

事務局： 入札された中で一番安いもの。

勢一委員： わかりました。今、電動車も増えてきていますし、ハイブリッドもいろいろなところでいろいろな車種が出ていて、ガソリン車に比べたらエコなのですが、その中で差別化しなければいけないくらいのステージになってきているところで、おそらく自動車税の議論などでも環境性能割などありますので、そういうところを議論しなければいけないというタイミングになってきているので、どうかたちで国の調達がグリーン化の市場を後押しできるかということだとは思うのですけれども、やや複雑な関係があるわけですね。

環境省： 税制の対応なども含めて、自動車の購入や契約に関する総合的な検討をさせていただきたいと思います。また別途ご質問いただいていた、環境省の仕様書への明記の取組状況、これは会計課とも連携して、数字を増やさないといけないなどは思っておりまして、ただ年度当初というところもあって、取組が追いつかなかったというところもあったのかもしれないと思います。来年度契約する際には、最初から再エネの調達比率を書く欄を設けておくとか。ただ会計課も仕様書の例としては出しているのですが、本来は100%になっていないとおかしいのかなと思うのですけれども、それができていないというところは精査したいと思います。

勢一委員： 年度初めなので周知が間に合わなかったというのは、年度初めは人が異動したりとか、担当が変わったりとかあるので、あり得るのかなという気はします。人がやる作業として、あり得ると思います。毎年変わるのですか。

環境省： 毎年は変わらない。ただ今年は、40%に引き上げというかたちになるので、今は35%の再エネの最低割合が次年度40%になるということと、仕様書に書くことそのものは環境配慮契約で必ずやってくださいということ、両方正しく伝えなければいけないというふうに思います。その内容を踏まえた仕様書の例というところ

は、環境省で言えば会計課になるので、全省的に撒いていただくというか、展開していただいて対応したいと思います。

勢一委員： 私も大学にいと年度初めでバタバタしてしまうというのもあるので、現場が対応しやすいようなタイミングはいつかというところの工夫と、あとやはり見通しですよね。例えば2年に1回変わるのが通例だということになると、今年変わる年だと思えば、みんな気を付けたりとか、先ほどピン留めとかいう話をしましたけれども、何年後にはこうなる、その次はこうなる予定みたいなのが見えてると、それは気にして仕様書に書かなくてはけないという意識も出てくるかもしれないので、もう少し人間工学的な工夫をしていただいてもいいのかなと思いました。

原委員： 環境省には出先はあるのですか。

環境省： 地方環境事務所や自然管理事務所があります。

原委員： 国立公園などもあり、最初だったので出先まで周知が遅れたのではないですか。

環境省： 取組状況をもう少し確認したいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。藤井委員、お願いします。

藤井委員： 51ページ、53ページあたりの省エネ改修、ZEB化の実施状況が、母数がよくわからないので、どれくらいできているかよくわからない。件数が、例えば大きな大学とかのたくさん建物がある中のごく一部でもやっていたらここに入っているのだとすると、全体でどれくらいポテンシャルがあるのか、どこまで進捗しているのか、というところが何かわかるような調査なり、何かされているのでしょうか。

環境省： 母数としましては、全体で276件ございました。ただ、お伺いしている内容としては、55ページの方に書かせていただいているような、こういう省エネ改修事業の中で採用した技術設備がもしあれば、省エネ改修事業として挙げてください、というかたちで各機関の調査担当者にはお願いしているので、それで吸い上がってきたのが全体として276件。もしかするとそれ以外のところという話は確か

に、母数としてはあるのかもしれないです。現状を把握できる調査となっていないというところになります。すみません。

藤井委員： そのうちの、全体の中のどのぐらいまでできているか、というイメージはありますか。

環境省： 建築物の設計という点では、建築物のもう1つの類型の方なのですが、そちらは全体で536件、新築とか大規模改修とかすべて含んで536件設計しましたということになっているので、仮にその半分が省エネ改修事業に資する設計だったということをやっているとしたら、概ね半分くらいは省エネ改修事業、プロポーザルは除くのかもしれませんけれども、新築とかそういうものは除けば、その他の省エネ改修事業は半分くらいというイメージ。

藤井委員： 全部で建物がいくつあるかわからないので、その中でやったところはそうだったかもしれないけれども、大量にまだやっていないところか残っているのか、そうでもないのか、その辺のイメージがあるのですかね。たくさん建物がある中のごく一部の話だけがここに出てきているような気もするので。

環境省： 全体の状況がどうかというところは、調査で取りきれていないところがあるかと思しますので、調査内容、どの部分がどれだけ省エネ改修事業として掘り下げられるような調査を検討したいと思います。

梅田座長： ありがとうございます。時間が押してしまって申し訳ありません。資料6の建築物の懇談会の内容について、事務局から端的にご説明いただいて、その後、野城座長、原委員からご意見をいただきたいと思います。

(3) その他の環境配慮契約の検討事項等について

環境省：(資料6説明：省略)

梅田座長： 説明の途中ですみません。先に野城座長のコメントをいただきましょう。

環境省： 野城委員、よろしければ先にコメントいただければと思います。

野城委員： 途中ですみません。今の説明を引き継ぎますと、建築物懇談会では4つ大事な項目を挙げていただいたのですが、その中の2つを先行して、さらに3番目をやる

というところだけお話ししておきたいのですけれども、項目の2でベンチマークとありましたけれども、これはわかりやすく言えば、その建物が平米当たりどれだけのグリーンハウスガスを出しているか、CO₂を平米当たり何kg出しているかといったような、あるいはユーザー1人当たり出しているかといったような、カーボンインテンシティというものをみなさんに測っていただいて、測るといってもこれは、要は電力会社等からの請求書があればできますので、それで同じ地域の同じ用途の公共建築に比べて著しく違うことを、外堀を埋めていこうと。要は意識づけをするために、裾野を広げていくためにしよう。と言いますのは、先ほどからご説明にございますように、全く改善の余地がないといったような認識をされている方が非常に多いですね。ですので、まずおかしいと、ここだけエネルギーをガツガツ使っている、あるいはCO₂を出しているという意識を持っていただくためのところとしてベンチマークがあり、しかしそのためにはどうしたらいいかということで、路頭に迷ってしまう方々のために1番と3番の項目があるといったような組み立てで考えているところでございます。まずはベンチマークをしつつ、何か余地がないのかということをチェックリストでチェックしつつ、具体的にどんな方法があるかということについて情報にアクセスしやすくしていただくと、こんなようなことを重点に置いてやっていこうということとで今準備をして、これから懇談会を開くということとでございます。以上です。

梅田座長： 野城委員、大変ありがとうございました。すみません、説明を手短に進めていただけますか。

環境省：(資料6の5ページ目から説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。原委員、コメントいただければと思います。

原委員： 野城委員が説明されたことに尽きるかと思うのですけれども、やはりこの部分で比率が低いというのは、発注者、担当者自身が自分のところがどれくらいの位置にあるのかという実情というのがよくわからない。さらに改善の余地があるのかなのか。やらなかった理由の一番多いところが、改善の余地がないからやらないということなので、自分のところの位置、実情がわかっているなければ、改修の余地があるかはわからない話です。仮にそういうようなところがあったとしても、改修の方法、国の担当者がいろいろな方法を知っているわけでもありません。どういうことをやったらいいか思い浮かばないと。一般に思い浮かべるのはLEDに替えるというようなかたち、一般の家庭がやるようなことですが、そういったようなものをいかにわかりやすく提示するかどうかということが一番重要なことというふ

うに思います。それから実施状況を見たところで行くと、データを活用していないというのはよくわかるのですが、データを把握していないというところがどうなのか。少なくとも最低限把握してほしいというふうに思います。そういうような問題意識から、建築物の懇談会では活発に議論していきたいなと思っております。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。資料6の建築物懇談会の件につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

(4) 検討スケジュールについて

梅田座長： 司会の不手際で時間が押してしまいまして、大変申し訳ございません。それでは最後の事務局から今後のスケジュールについてのご説明をお願いしたいと思います。

環境省：(資料7説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。今の件でご質問等ございますでしょうか。では予定の時間も参りましたので、本日の議論はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。第3回があるということですので、またその時に議論を進めさせていただければと思います。それでは議事進行を事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

環境省： 委員のみなさまにおかれましては、本日も熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。事務局の不手際により時間を超過してしまいまして、大変失礼いたしました。以上をもちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。ありがとうございます。

以上